

総務文教委員会会議録

平成24年6月14日

10時06分

開 会

12時00分

閉 会

網 走 市 議 会

午前10時06分 開会

○小田部委員長

それでは、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会であります。議案2件、報告1件、請願5件、要請3件の合計11件を審議いたします。

審議終了後、理事者退席した後、休憩をとり、委員会を再開して、5月に実施いたしました行政視察の取りまとめ等々を行いますので、委員の皆さんにはさよう御承知おきをいただきたいと思います。

それでは、早速審議に入ります。

議案第4号網走市税条例の一部を改正する条例制定について、脇本税務課長の説明をお願いします。簡単をお願いします。

○脇本税務課長

それでは、議案第4号網走市税条例の一部を改正する条例制定につきまして御説明申し上げます。

議案資料17ページから27ページの資料2号をあわせてごらんいただきたいと思います。

初めに、改正の趣旨でございますが、地方税法の一部改正に伴い、市税条例の関係部分について所要の改正、条項の整備を行うものでございます。

次に、改正内容でございますが、1点目は、年金所得者が寡婦控除を受けようとする場合に、市民税の申告を不要とするものでございます。

2点目は、法人課税の実効税率の引き下げと課税ベースの拡大により、都道府県と市町村の税収の増減収の調整が必要となったため、道たばこ税の一部を市たばこ税へ移譲するために税率の変更をしようとするものでございます。

3点目は、退職所得に係る個人市民税につきまして、10%の税額控除を廃止しようとするものでございます。

4点目は、東日本大震災により滅失した居住用財産の譲渡所得につきまして、居住用財産の特例期間を延長しようとするものでございます。

5点目は、東日本大震災により居住できなくなった家屋とあわせ、被災者が新規に住宅を取得した場合にも住宅借入金等特別控除を適用できるようにしようとするものでございます。

6点目は、東日本大震災からの復興財源を確保

することを目的に、平成26年度から10年間、個人市民税の均等割の標準税率を3,000円から3,500円へ引き上げようとするものでございます。

7点目は、固定資産税の償却資産の課税標準額の特例措置のうち公共下水道への除害施設など一定の要件を満たすものについては特例率を市町村の条例で定めることとなったことを受けまして、今回定めようとするものでございます。

8点目は、固定資産税に係る土地の価格について、地価が下落した場合の価格修正の特例を3年間延長しようとするものでございます。

9点目は、移行一般社団法人等のうち一定の要件に該当する公益目的の法人が所有する幼稚園等について、固定資産税を課さない特例が設けられましたことを受け、その適用を受ける際の申告の内容を定めようとするものでございます。

10点目は、特別土地保有税におきましても、固定資産税と同様に土地に係る負担調整措置を3年間延長しようとするものでございます。

11点目は、地方税法の一部改正による条項の整理であります。

この条例は、公布の日から施行しようとするものでございますが、附則第9条の改正規定及び附則第2条第1項の規定につきましては平成25年1月1日から、第95条の改正規定、附則第16条の2第1項の改正規定及び附則第4条の規定につきましては平成25年4月1日から、第36条の2第1項ただし書きの改正規定及び附則第2条第2項の規定につきましては平成26年1月1日から施行しようとするものでございます。

以上で網走市税条例等の一部を改正する条例制定につきまして、御説明を終わらせていただきます。

○小田部委員長

質疑に入ります。

○飯田委員

1から11までなのですが、1はいいとして、2の市町村たばこ税の税率変更をもうちょっと詳しく聞きたいのですが、市町村のたばこ税を644円引き上げると、そして都道府県を下げると。これからいくと、実際たばこを吸う人には負担はなく、ただ都道府県と市町村の調整だけなのですが、この法人事業税に関しての、その辺の詳しいやりとりというのは、ちょっと教えていただけますか。

○脇本税務課長

まず、今回、法人の実効税率を引き下げというのは、その収入は法人税率の引き下げです。30%から25.5%で、法人税率を45%引き下げたということです。

それで、法人住民税、網走市で言いますと法人市民税、北海道で申しますと法人道民税。この法人住民税というのは、法人税額をもとに算出することになっていまして、その法人が納めた法人税を、例えば法人市民税であれば14.7%、法人道民税であれば58%ということになっていまして、したがって、法人税率が下がって法人税額が下がると、自動的に法人住民税が減額されるという仕組みになります。

一方で、例えば減価償却資産の特別償却ですとか、あるいは準備金制度ですとか、さまざま特別租税措置が今行われているものが多く廃止をされるということで、今度は法人税率は下がりますが、法人所得は底上げされるということになります。

それで、実は都道府県の税であります法人事業税というのは、その所得をもとに計算されることになっていますから、先ほど申しましたとおり法人住民税は減額されますが法人事業税は増額されて、マクロ的には地方の税収は減少しないというスキームになっています。

ただ、これでいきますと、都道府県はふえますが市町村が減ってしまうと、こういうスキームになりますので、そこを調整するためにたばこ税で調整しようということになっています。

○飯田委員

これからの、3、6の議論にもなると思うのですが、いわゆる復興のための増税と。これを地方に負担させるということからも、このたばこ税などで組むのですけれども、実際はたばこそのものは値上げにならないということではいいのですけれども、防災なり減災の復興支援をこういう形、この後もまた議論になるのですけれども、法人税そのものは4.5から5%減税して、3年の賦課をかけてやるのですけれども、これから3とか6の個人市民税均等割については10年間続けるというようなことがたまたま、たばこでは、今の課長の説明の法人事業税だとか、それから法人市民税、道民税の関係でギャップが生じるものだから帳じりを合わせたと。

そういうことを、この場合についてはそこを指摘して、私は個人的にはたばこが負担にならないということで、私も吸わないということもありますし、そういうことから、これはこれで指摘をして、このままいいということにしておきます。

それから、3番目の退職所得に係る個人市民税の税額控除、これも大変なのです。大変ということは、たまたま、先ほど言ったとおり復興税としてやると。特に影響が大きいのは、例えば市役所の職員が来年退職する方がおります。これにもすぐかかると。普通であれば1年前の所得でやるのですけれども、かかるということなのですから、その辺、退職所得に係る個人市民税の税額控除というのはどういう経緯でなったか、ちょっと、課長、説明願います。

○脇本税務課長

今、御質問された件なのですが、御指摘のとおり、通常の個人住民税というのは、所得の生じた翌年に課税をされるというふうになってございます。しかし、退職所得に関しましては、その退職金が支給されたときに特別徴収をされるという仕組みになっています。

このような仕組みになったのは昭和42年からということでして、それまでは通常の住民税と同じように翌年に課税をしていたものが、昭和42年から、退職所得に関しては当年に課税をされるようになったと。

そこで、翌年度課税だったものがそのときにすぐに徴収されるということになったことを受けて、いわばその税額を仮に運用したときの運用益を考慮して、当時の金利などを参酌して、当分の間10%を控除するというふうに決定したというふうに理解をしています。

そうであれば、今日的な金利情勢からすると、もう必要ないだろうということだろうというふうに思っています。

○飯田委員

そういう側面もあるのですけれども、実際、市内の退職される方が退職金をいただいて、今まで控除されていたと。控除されなくなったとなると、退職を機会に住宅改修するだとか、さまざまなものが本当に一度になると、非常に影響を受けると、大きいと。

こういう事実から、復興税の名をかりて、やっぱり地方をいじめるということから言うと、私

は、国民全体をいじめるということからすれば、これはやっぱり反対せざるを得ないということになります。

それから、4、5は震災の関係ですので、これは賛成です。

それから、6の個人市民税の均等割の増額、これが3,000円から3,500円とあったのですけれども、私は、先ほど言ったとおり、法人税、3年間付加税として増税があるのですけれども、この個人市民税の均等割というのは10年間続くのです。ところが、復興特別法人税については、まずは3年間であると。そのあとはもう、もとに戻るものですから、減税となると。本当に不合理だということで、これは北海道でも議論はなされたのですけれども、こうやって地方にしてくると、非常に負担が重いということで、私はやっぱり、長期にわたる負担で、大企業は、今、消費税の増税だとか、いろいろ議論がされているのですけれども、大企業は痛みを3年間しか追わないということから言うと、非常に不公平だということで、反対です。

それから、7番なのですけれども、これは実際、どのようなものが該当になるのでしょうか。

○脇本税務課長

まず、最初に申し上げておきますと、このような施設は網走市にはございません。

それで、例えば大規模な製造工場から排出される汚水が直接下水道に投入をされると、非常に負荷が高いので、下水道処理施設にダメージを与えるということで、下水道法の規定の中で一定の水質まで下げなければならないということになっています。その一定の水質まで下げる施設を除害施設と呼んでいます。例えば水と油を分離したりですとか、特殊な重金属を分離したりですとか、そういうものの施設について、一定の要件を満たすものについて条例で率を定めなさいということになったということでございます。

○飯田委員

網走市には直接該当がないということですので、これはこれでいいと思います。

それから、8番の固定資産税に関する土地価格特例の延長、これは、大きい都市と網走みたいな市とでは、大きな違いがあると思うのです。例えば大きい都市ですと、自分が住んでいる、近隣のところにマンションか何かを建てて、非常に人気

が出て地価が上がったということになると、今まで住んでいた自分のところの固定資産税が上がると。自分の収入はだんだん年金生活で目減りしているけれども下がっていくのに固定資産税だけ上がるということがあるのですけれども、この場合は、平成22年は3年置きの固定資産税の見直しに当たるのですけれども、直接網走では、この固定資産税の特例の延長というのはどのような影響があるのかお知らせください。

○脇本税務課長

固定資産税の土地の下落に関する価格修正の特例なのですが、網走市の場合は、路線価を用いている地区、市街地の地区が対象になっておりまして、それで、年に一度、国や北海道が出す地価公示価格ですとか地価調査価格、それから、毎年不動産鑑定士をお願いをして、不動産の価格の鑑定も行っておりまして、そういったものである程度の土地の価格を調査して、実際、平成24年度が基準年度ですが、基準年度に定めた評価額と比べて下落していると判断されたときには、下方修正をして翌年の課税に反映させるということを毎年のようにやっているのが現状です。

○飯田委員

実際、網走で上がったというところはないのですけれども、下がっているので修正してやるという認識でよろしいですね。

○脇本税務課長

はい。

○飯田委員

それから、9番、10番なのですけれども、特に10番の土地特別保有税というのは、余り聞きなれないものなのですけれども、この辺、9番、10番あわせて、ちょっと御説明いただきたいのですけれども。

○脇本税務課長

まず9番なのですが、民法34条に基づいて設立をされた公益法人が、今の一般財団法人法ですとか公益財団、あるいは社団法人法によって、平成25年11月30日までに、株式会社になるのか一般財団、社団法人になるのか、公益財団法人、公益社団法人になるのか、あるいは解散をするのかと、これを選択しなければならないというふうになっておりまして、特例的に、その選択をされていない、まだ決まっていない法人のことを特例民法法人と申します。

これらが、例えば公益社団法人、公益財団法人に移行した公益法人が所有する幼稚園、博物館、それから図書館、これらについては既に地方税法で非課税規定があるのですが、一般社団法人、一般財団法人に移行した法人については非課税規定が今までございませんでした。

それで、それにしてもやっていることはそう変わらないのではないかという多分意見があったのだと思うのですが、これらのうちの、例えば遊休財産の価格の制限ですとか、年間の収入が5,000万円以下ですとか、そういったさまざまな要件をクリアすれば、一般社団法人、財団法人であっても、幼稚園、図書館、博物館に関しては非課税措置が、今回規定がされたということであり

ます。

これは、条例上は法律に従ってということになっておりますので、非課税の申告をする際の手続を定めたという内容になっております。

それから、10番目の特別土地保有税ですが、これは、実は地方税法の附則によって、平成15年以降の土地の取得に関しては特別土地保有税を課さないということになっていまして、今は法律上は残っていますが、附則の規定で、特別土地保有税は、網走市は課税を今はしておりません。ただ、法律は残っていますので、いつ復活するかわからないということもありますので、一応、固定資産税と同様に、特別土地保有税についても負担調整措置の延長を条例で明記をするということです。

○飯田委員

特別土地保有税の内容を。

○脇本税務課長

特別土地保有税というのは、一つは取得分、保有分というのがありまして、面積要件が5,000平米以上ということで、その土地の取得した価格に固定資産税の税率を掛けます。実際の固定資産税をそこから除いたものの残りを取得分の固定資産税としてちょうだいするという仕組みになっていたのが特別土地保有税でございますが、それが平成15年から課税が中止をされているということです。

○飯田委員

いずれにしても、9、10については、余り直接、網走市では、そう影響を受けるものではないと思います。

ただ、私が指摘したり同意できないとしたこと

については、直接、国会で決まったとはいえ、地方から声を上げていかないとだめだと思いますので、そういう意味で、同意できないものについて質疑しました。

以上です。

○小田部委員長

他に御意見ありませんか。

○山田委員

今、飯田委員からも何点か、質問しながら、考え方も含めて示されたわけですがけれども、私も、昨年の東日本を含めて、復興財源ということも一つはあるのですけれども、すべて国が決めたから、地方の自治体もそれに右倣えという考え方は基本的にありませんけれども、飯田委員からはこの部分についてはというお話がありましたけれども、それぞれやはり、増税になることは私も、なるべくならそれは税が上がらないことにこしたことはないというふうに思いますけれども、すべて賛成をするのかと言われると、難しいところもありますけれども、私は今回の市の税の条例改正については、2番のたばこ税の問題もありますし、退職金の10%の税額控除の関係、これも1月からということですから、来年退職される方から対象になるということも一つあるわけですし、市民税の均等割の500円、これも非常に大きいのだと私は思います。

そういう意味で、増税しないにこしたことはないということを前置きしながらも、今回の東日本の復興の関係の財源、それと、国が全体的にということとで国会で決まったということも一つ勘案すると、今回の一部条例改正についてはやむを得ないというふうに私も思いますので、賛成の立場で発言をさせていただきました。

○小田部委員長

他に。

(「なし」の声あり)

○小田部委員長

御発言がないようでございますので、委員長のほうで仕切らせていただきます。

議案第4号網走市税条例の一部を改正する条例制定について、原案可決すべきものと決定をさせていただきます。大方の委員の皆さんの意見はそうだと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小田部委員長

それでは、さよう決定をさせていただきます。

続きまして、議案第6号財産の取得について、川田企画総務部長、説明をお願いします。

○川田企画総務部長

それでは、財産の取得について御説明を申し上げます。

議案資料の33ページの資料4号をごらんいただきたいと思います。

今回取得する財産につきましては、当市の住民情報システムの更新に伴う関連機器一式でございます。

この住民情報システムにつきましては、現在使用しているホストコンピューターが本年度で年間の保守が停止されるということから、昨年度から新たなシステムへ移行を進めているところでございます。

本年度取得する財産の概要、金額につきましては記載のとおりであります。今回機器を取得するに当たっては、北海道市町村備考資金組合を活用することといたしております。

本資金につきましては、備考資金組合が当該システムを購入して網走市に譲渡するという流れになっておりまして、市は、その譲渡代金に金利を付して、今後5年間で分割して償還するという流れになっております。

機器の購入、検査及び事務に関しては、網走市が委任を受けているということでありまして。

財産の取得については以上でございます。

○小田部委員長

質疑に入ります。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○小田部委員長

それでは、議案第6号財産の取得につきましては、ただいまの部長の説明で提案されたとおり、原案可決すべきものと決定をいたします。

続きまして、報告1件、財産の減額貸付の一部変更に係る専決処分について、今野企画総務部次長、説明してください。

○今野企画総務部次長

報告第1号財産の減額貸し付けの一部変更に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

議案資料36ページ、37ページの資料6号をごらんいただきたいと存じます。

平成24年第1回定例会におきまして議決を経ましたメガソーラー建設用地の減額貸し付けにつきまして、貸し付け先より、効果的な発電が可能となったことから借受面積変更の申し出がございました。

建設準備を進めるに当たり、早期に契約変更が必要となることから、5月1日付で財産の貸し付けの一部変更に係る専決処分をさせていただいたところでございます。

変更後の貸付財産につきましては、資料の中ほどに記載のとおりでございます。

専決処分の報告については以上でございます。

○小田部委員長

質疑に入ります。

○飯田委員

実際、8,000平米ほど少なくなるのですけれども、残った用地の見通しというのですか、能取特会の財産から市有財産になって、貸し付けが8,000平米ほどできなくなったというのですけれども、その後の経緯を含めて進展は何かあるのですか。

○今野企画総務部次長

今回貸し付けされなくなった土地といたしましては、7,980平方メートル。この一部につきましては、もう既に隣接者に売却をしているところがございます。現在、市有財産として保管している土地が約5,000平米ほど保有している状況でございます。

○飯田委員

約8,000平米のうちの3,000平米売ったわけですね。

○今野企画総務部次長

済みません。

まず、貸し付けが中止となった面積につきましては、7,980平方メートルでございます。このうち売却をいたしました部分が2,730平方メートルと。現在、市有財産特別会計で保有している面積が残り5,250平方メートルということになります。

○飯田委員

実際、市有財産価格で売ったのですけれども、どのぐらいで売れたのでしょうか。

○今野企画総務部次長

この隣接者に売却した面積の単価でございますが、能取工業団地整備特別会計と同様の売却単価

で、平米3,500円ということで売却をしてございます。

○飯田委員

そういう意味からすると、メガソーラーはメガソーラーで貸し付けるのですけれども、貸し付ける額があると、固定資産税もあるのですけれども。この場合は実際に売れたということで、今後、これら残った5,250平米を、恐らくある程度の見込みもあるかもしれないのですけれども、ぜひ売って、少しでも市有財産の売却に積み増ししてもらいたいと思います。

○小田部委員長

他に。

(「なし」の声あり)

○小田部委員長

御発言もないようですから、報告第1号財産の減額貸付の一部変更に係る専決処分報告については、皆さんの御意見をお伺いして、報告承認すべきものと決定をいたします。

それでは、次に、請願等に入ります。

請願第12号武器輸出3原則の堅持等に関する意見書提出についての請願。

この請願は、平成23年12月16日審査、平成24年3月8日継続として審査をいたしている案件でございます。

これについては、皆さんのお手元にありますので、御意見をいただきます。

○飯田委員

きょうで継続で3回目ですね。委員間討論もやりまして、前回までは、私どもは、これを通してほしいと言ったのは、非核三原則、我が国の国是ですけれども、これは憲法を具現化したものであって、日本の安全保障上も非核三原則は守ると。

四十数年前の1967年の佐藤内閣のときに、これを堅持すると。1981年に国会決議もなされまして、その後、なし崩し的にアメリカへの軍事供与とかミサイル防衛とかあったのですけれども、それでも守られてきたという経緯があります。

その一番の原因としては、アジアの緊張を高めないということも含めてあるのです。特に、過般の新聞報道もありましたとおり、北朝鮮へ中国がミサイルの発射台に使われたものを輸出したのではないかということもあります。それは、国連安保理の決議に違反するのではないかということが

あります。

そういうことからしても、前回までの議論の中で、いわゆる共同で同盟国とつくった場合に、日本の技術が一番ではないかということがあって、結果的には非核三原則がなし崩しに崩されるおそれがあるということから、やっぱりこの原則をしっかりと守ろうということがあります。前回までは専守防衛の議論もなされまして、なったのです。

大方の意見として、その後のということもあったのですけれども、2番の歯どめなき軍拡をやめて、次期戦闘機の購入については必要だからということで継続になったのですけれども、私は、今こういうような、アジアの緊張を高めないということであれば、やっぱりその辺をしっかりと、武器輸出3原則の堅持をして、軍事力に頼らないでやるという日本の姿勢を貫いたらいいし、そういう意味でも、記のところの2番目で折り合いがつけば、記の武器輸出3原則の堅持だけでも、やっぱりしっかりと上げるべきだと思うのですけれども、そういう意味からも、委員の皆さんの各議論でやりたいと思います。

○小田部委員長

飯田委員の意見がありました。

最後の部分で、武器輸出3原則、これは国是、これだけでもいいから上げてくれと、こういうふうな意見がありました。このことの飯田委員の意見に対してでも結構ですし、あるいは、それぞれの委員の皆さんの個人的な理念といいますか、そういったことで、この請願をどのように扱うかということですから、継続か採択かと、こういうふうなことなので、その辺、御意見をいただきたいと思います。

○金兵委員

今、飯田委員のほうからもお話がありましたとおり、武器輸出3原則に関しては、戦闘機を共同で開発していくということになれば、日本の技術が戦争に使われるのではないかという、なし崩し的なところもあるというのは十分理解できますので、やっぱり武器輸出3原則については、堅持という方向については、私も同意できます。

今、飯田委員からもありましたとおり、それと次期戦闘機の購入というのがどうにも、請願の文書の題名からいって、ちょっとここはずれているのではないかなということは前回からも言わせて

いただいていますので、1 番に関しては私も同意できます。2 番に関しては多分難しいかなという考えは変わっておりません。

以上です。

○小田部委員長

井戸委員、いかがですか。

○井戸委員

私も、日本そのものが最近やっぱり危険にさらされることが多いという部分もありまして、やっぱり最低限の軍事の装備というものは必要であるというふうには考えますが、武器輸出3原則を堅持するという意味では、私、前回も申し上げたように、やっぱり共同研究・開発する場合において、やっぱり日本の力というのが世界に評価されていると、必要とされているという部分を考えますと、この部分に関しても私は、ちょっと納得というか賛成できないという部分で、前回と同じように不採択という形をとらせていただきたいというふうに思います。

○小田部委員長

高橋副委員長はどうですか。

○高橋副委員長

私は、以前にも申し上げたと思いますけれども、まず、2 番目の記については問題とっております。

そして、F35戦闘機につきましては、戦闘機自体にまだ不具合があるものと思っております。もちろんこの戦闘機に関して、もし開発に参加するという事になったら極めてまずいなど、そういうふうに考えております。

記につきましては反対いたしますけれども、武器輸出3原則に関しましては私も認めたと思います。

○山田委員

同じ会派の金兵委員からも発言させていただいていますけれども、私も武器輸出3原則は、従来から、これはやっぱり、委員長からもあった、飯田委員からもあったように、これは国の国是だと私も思っています。

ただ、武器そのものを輸出するのはどうかというこの議論もありまして、技術提供はどうだということで拡大解釈している部分もありますけれども、私個人としてはやっぱり、技術も輸出すべきではないと、こういう考え方でいるのですが、そういう意味で、武器輸出3原則の堅持に関係す

る、この表題はいいのですか、前回から言わせていただいているように、戦闘機の購入の部分と歯どめなき軍拡、歯どめなき軍拡はやめたほうがいいのは皆さんもちろんなのですが、どこまで防衛力を持てばいいかという議論は、そこでやっぱりしていかなければならないということが一つあると思いますので、こういう表現と、請願の全文の「さらに防衛省」の下段の部分、この辺がもし整理がつけば、私は採択しても構わないかなというふうに思います。

○小田部委員長

取りまとめする前に、委員として私も発言をさせていただきたいと思いますが、重複は避けませんが、3原則は国是であると。しかも日米安保条約がありますと。刺激を与えたくないということは、だれしもがそう思っているけれども、かといって国を守るという、主権という意味での大原則、これをないがしろにした議論というのは全く、独立国家として成り立たないであろう。

今回の尖閣についても決して、極東、特にそれぞれに関する国々に刺激を与えよう、こういうふうなことでの発言ではなく、我々は、あくまでも国家として、国土をいかにきちんと、自分のこととして、責任において守るかという、そういうふうな、主権という意味での議論であろう。その波及がいろいろな国々に対しての刺激というふうなことになるのだろう、このように思います。

そこで、これ以上屋上屋意見を言う必要はないと思うのですが、飯田委員が最終的に発言された武器輸出3原則、これに限定をした範囲で意見承諾と、こういうふうなことについては、これは国是ですから、出す、出さないも含めた、当たり前のことなのだが、政府においても武器の輸出3原則、これについて、どうのこうのという議論は、今の時点、あるいは今までの経過の中でもなくて、国是となっているわけですから、そういう意味で、性格的なところも参酌しながら、継続とするのか採択するのか、採択する意味があるのか、こういったことも含めながら取りまとめをしたいと、このように思います。

皆さんの意見を聞いたところ、採択する場合には武器輸出3原則を堅持することのみの限定の意見書案を出すと、こういうふうなことであらうと、このように思いますが、これについて何か意見はありますか。

ありませんね。

(「ちょっと委員長、いいですか」の声あり)

○小田部委員長

それについてですよ。

○山田委員

それで、武器輸出3原則の堅持となると、ここに触れている技術の部分がふえると、井戸委員は不採択という話をしていますから、武器輸出3原則だけを言うのだったら、本当に趣旨としてそぐうのですか。

○小田部委員長

ちょっと山田委員、私は、一応取りまとめに入る段階で、3原則というものに限定した範囲でと言いました。それが皆さんの意見でしょうと。それであるならば、今言った部分は入らないし、それであれば、意見書を出す意味があるのですかというところまで皆さんに意見を、個人的にも、あるいは委員長としても、取りまとめするに当たっての意見として申し上げたのですが、そのことについて、3原則だけの、あとはその影響だとか、リンケージする、かかわる部分、これは一切割愛すると、こういうふうなことでいくべきなのだろう、その辺の意見を皆さんにいただきながら、採択するか継続にするかというふうなことを決めていきたい、取りまとめていきたいと思って、委員長として発言をさせていただきました。

○飯田委員

私が言ったのは、山田委員も言いましたけれども、さらに防衛省は、戦闘機のことについては、専守防衛、先制攻撃の議論の中でなので、私は、武器輸出3原則は、委員長が言ったとおり国是で、非核三原則を具現化したものだというふうに前から言っています。

井戸委員の言った、日本の研究、この表現というのは、私が思うのに、こういう心配があるよということを言ったわけで、ちょっとその辺の理解を、やっぱり私はもっと深めたほうがいいと思うので、今、文言どうのこのだけでやらないで、私は、井戸委員はもうちょっとこの辺が、日本の技術を慣熟したほうがいいというのであれば、こういうおそれが3原則に抵触するのだよということなのです。

そういう意味でのちょっと議論が不足しているので、私は、武器輸出3原則の堅持だけでやろうと言ったのだけれども、それだけでもまだ理解が

不足しているので、継続してもらえますので、その辺は閉会中でも議論しながら、やっぱりどうせ提出するのならそういう方向でやっていけたらと思いますので、継続しながら議論したいと。

○小田部委員長

まだ意見があるでしょうが、今、飯田委員から、これは継続して、お互いに、本当に国の骨幹にかかわる問題なだけに、ひとつ勉強しようよと、こういうふうな、前向きというか、継続の意見もありました。これに御賛同いただけますか。

(「はい」の声あり)

○小田部委員長

それでは、継続といたします。

続きまして、請願第14号消費税引き上げ、年金改悪に関する意見書提出についての請願。

これも、昨年の12月16日、19日、本年3月8日、継続して皆さんと議論をしています。

これまでの議論経過については、もう委員長から言う必要がない、今、真っただ中だと、こういうふうな呼吸をにらんでの継続となっておりますが、これについて質疑を願います。

○飯田委員

もうこれで4回目ですね。(「そうです」の声あり)今まさに消費税の増税で、どうなるかという局面に来ています。

中央公聴会が開かれまして、その中の議論を聞きますと、ほとんどが増税されたら大変だということです。

この網走でも思うのですけれども、本当に、観光にしても商業にしても工業にしても、大変だという声が聞かれます。

世論調査でも、大手メディアは増税を後押ししている報道の中においてさえ五十数%から60%の反対の世論調査が出ていますし、この間の国会の議論の中で、大企業は消費税を製品に上乗せできるけれども中小企業はできないよという議論も深まって発揮してきましたし、ましてや大企業は消費税の還付が、輸出したら戻ってくるというようなこともはっきりしていますし、まさに、私は、今はやっぱり消費税増税の反対の声を、とめるのはやっぱり世論だと思うので、ぜひ、内容はそういう方向で、私は変えていっていいと思うのですけれども、年金改悪のものが云々というようなことで前に議論になりましたけれども、消費税増税反対というような意見書をやっぱり今上げていく

ことが、私は地方の痛みを大きくしていくのをとめるという意味から重要だと思うので、前はかなりいいところまで皆さんいきましたので、ぜひ採択の方向で。

○小田部委員長

本件は、これは国の法律ですから、税制ですから。ですから当然、一人一人の網走市民にも影響があることです。これはやはり、我々議会としても、だれも無関心の人間は1人もいないと、このように思います。

これについて皆さんの意見を、むしろこの際、今の飯田委員の意見、あるいはその他の委員の、場合によっては委員長の考えがあれば、それに対してどうなのだと、こういう意見でもいいのです、委員間討論ですから。委員会でこの問題をどのように認識し、どのように協議し、どのように対応するかと、こういったことが大事ですから、ぜひそのような観点で御発言をお願いしたいと、このように思います。

井戸委員、いかがですか。

○井戸委員

この件に関しては、私は、前回も採択の方向で一応意見を言わせていただいております。

最終的な判断として、消費税の引き上げという部分は必要になってくるのかもしれないですけども、まずはいろいろな部分であらゆる手段を考えた後で進めるべきではないかなというふうに思っております。

年金につきましては、やっぱり不安が大きくなっていくという部分で、支給面の引き上げはすべきではないというふうにも私は考えます。

○金兵委員

私自身も、やっぱり消費税が上がらないほうがいいというふうには思います。

ただ、消費税が導入されたときから現在までに国の借金も膨大に膨らんでしまったという事実もあります。ただ、今の時期に消費税増税をしておかなければいけないのかという意見もあるのは重々承知しておりますけれども、今後、消費税を増税しなくてやっていけるのかというような考え方もあります。

消費税は、低所得者にしても高所得者にしてもイコールでかかってしまうという問題点もあるという報道もありますし、そういう考え方もありますけれども、消費税を引き上げしないでやってい

けないと、ちょっとタイミングというのはあるのかと思いますけれども、増税もやむを得ないのではないかなという考えを持っていますので、これ自体には賛同できないかなというふうに思っています。

○山田委員

毎回言わせていただいています、金兵委員からも出たように、私も増税しないにこしたことはないと思うので、国民は皆さんそうだと思うのですが、ただ、今の日本の現状を考えますと、特別会計含めていろいろなものを考えると1,000兆円ぐらいの債務があるだろうと、このような話があって、ヨーロッパの今の状況がこれからどうなるかということも一つ大きな要因になってきますけれども、日本の国債は国民に基本的に買っただけだということの一つ、支えになっているのだとは思いますが、この辺の利息も含めて動き出したときに、日本の財政というのは私は非常に心配しているところがあります。

そういう意味で、どこかの時点でやはり税を上げて、国民の皆さんの協力を得て、国をちょっと立て直しをしていかなければならないということは考えなければならぬわけですし、そういう意味では消費税がいいかどうか、いろいろな議論はあると思いますが、もともと消費税が入るときに私は反対した立場もありましたけれども、消費税が今こうなっている中で、低所得者やいろいろな負担がかかる人たちをどうやったり救うかということと、消費税そのものも、やっぱりこれでいいのかということも見直ししながら、社会保障のあり方、年金も含めたこれからの今後のあり方というのは、これはやっぱり私はセットだと思いますので、消費税そのものに反対といったときには、私はやっぱり、もろ手を挙げて表現することにはならないというふうに思います。

このことについては、気持ちは非常にわかるわけですが、現実を見たときには、私はなかなか、厳しい状況があるということを考えれば、こういうふうにはきっとならないだろうというふうに私自身は思いますので、賛成という立場ではちょっと発言できないということで言わせていただきます。

○高橋副委員長

今、国会でも大いに議論しているところでありますけれども、国民、これは議員も公務員もすべ

て含めて、本当に身を切り尽くしたと、そういったことの後であれば、この消費税の増税に関する議論というのはされてしかるべきかと思えますけれども、まだまだそういったことが不十分だと思いますので、私は、消費税増税については反対であります。

○小田部委員長

私も委員の立場で発言をいたしますけれども、特に逆進性なる間接税の消費税、これについては非常に問題がある。国論も二分、そして民主、自民、公明、こういうことで、きょう、あすにでも決定をして、今、参議院で集中審議の最中ですが、非常に重要な時局にあるなど、このように思っています。

本当に、この時代に、今、山田委員からも意見があったように、1,000兆円に、今、7兆円ぐらい足りないのかな。今、993兆円ぐらいかな、というふうなことで、金利1%、とんでもないことで、今、40兆円の赤字国債、建設国債はいいのだけれども、赤字国債は、これは別法で、議決しなかったら借金できないわけだけど、だから関連法案というふうなことでやっているのだけれども、40を超える、そういうふうな、金利分が20兆円を超えているはずなのです、たしか。そのようなことで、雪だるまに膨らんでいる。

思い起こせば、私は、今回の国の、地財も含めた金額で、国と地方の借金のことを能取湖に想像するの。能取漁港整備特会。これはやっぱり複利で雪だるまになって、それでは、どれだけの事業をして60億円を超えた、そういうふうな債務ピークになったのだと、このようなことを考えると、やっぱり、前の委員会でも発言したけれども、それが是か非かは別にして、三つのAが二つになったと、こういうふうなことで、金利があれば、と、あっという間に税収分が飲み込めると、こういうふうなことに、実は日本の、ただ財政という意味だけを見れば、そうなっている状況。

もう1点思い起こすのは、昔の売上税です。売上税のときに、網走のまちの中を歩いて、売上税反対というステッカーを張らない店はなかった。それだけやっぱり地域と市民生活、国民生活に直結する問題だから。だから、当然、憲法で言う納税の義務を負う、こういったこともあるけれども、その責任はやっぱり国民ですから、政治がどういうふうな決断しようが法律をどうつくろう

と。ですから、そういう意味では、今回、各委員の皆さん方の意見を委員会として、それぞれの委員が、委員会の討議も含めた意見をぶつけ合いながら、網走の議会・委員会として意見をまとめて本会議に提出するわけですから、そういう意味では、あえて私も委員という立場で発言をさせていただいているところでございます。

ですから、一番懸念するのは、こういう経済氷河時代にやる方がいいのか、タイミングの問題だとか、これはもう、何も国会での議論をする意味はないけれども、やっぱり、年金にしても、すべての部分で、我々3万8,000人の市民の日常生活に直結する問題だと、生活そのものだと、こういうふうな考えれば、我々はもっともっと、取りまとめの結果は別にして、議論して、勉強もしなければならぬ。

全会一致を旨とすると、こういうふうな請願の性格がありますので、今これを採択する判断にはならないという山田委員、金兵委員の意見もここにあるので、これはやっぱり継続かなと、このように委員長として判断しますが、それについても、金兵委員なり山田委員の意見のように、本当に市民に直結する問題だから、大事なものは、決して反対ではなく、この請願を提出するというふうなことについても、タイミングなり中身の精査なりをしたいという意味での継続だろうと、このように思います。

委員として小田部善治そのように発言をさせていただきました。これを継続するか否かと、こういったことも含めながら、また、今、私が発言した何かに質疑があれば、委員間討論ですから、どんどん積極的に、委員会としての主体性の意味でも、そういうふうな形をより深く向上させていきたいなど、委員会のあり方というものを、そのような意味でも何か発言があれば、ぜひこの際、御発言をお願いします。

飯田委員、何かありませんか。

○飯田委員

金兵委員は、12月のときには採択すべきという、3月のときからきょう発言した内容に私は変わったと思うのですが、実は、借金が大変だということで山田委員が言って、借金の原因は何だということも含めてやらなければだめです、ましてや、では、消費税しか道はないのかと。

今、委員長が言ったとおり、逆進性で、私たちは常に累進課税、やっぱり応能負担ということを言っています。やっぱり、払うべきものが、払っていない者がいるのが現状なので、その辺を私は継続審議でもやっぱり議論をしていかなければならないと思います。

特に、今、震災復興で震災地が大変だということなのですけれども、震災地までかかりますし、そこがまた問題だということと、所得の低い人ほど重くかかるということから言うと、ここの文面でもありとおり、大企業の内部留保、これは257兆円と書いてありますけれども、今はもう二百六十数兆円と言われているのです。

こういうものはどうなっているかという、前回でも議論になった、所得が1兆円を過ぎると、普通はもっと税金が高くなるのが下がっていく。なぜかという、お金を持っている人は株を買って、株で証券優遇税制で優遇されますから、1兆円から税率が下がっていくという現実……（「1億」の声あり）1億円ね。1億円から下がっていくと。やっぱりこの辺をしっかりと議論をしていかないと、やっぱり国の借金が大変だから一番手っ取り早いところから上げようというような議論なのですけれども、やっぱり逆進性というものにもっと目を向けて、累進性で私は議論して行ってほしいということでない、国の借金1,000兆円のことばかり目が奪われるのですけれども、やっぱりその辺をしっかりと継続審議してやっていただきたい。

○小田部委員長

それでは、他に御意見がございませんでしたら、本件は継続として、今後とも精査、研究を重ねながら総務文教委員会として協議をしていくと、このようにさせていただいてよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○小田部委員長

では、さよう継続といたします。

ここで暫時休憩いたしますが、委員の皆さんにお伺いをいたします。

きょうは、冒頭で話したとおり、これからの総務文教委員会の案件は、新規の請願3件と継続の要請が2件、新規の要請が1件、その他となります。

この際ですから、この後のその他がなければ、

理事者に聞くことがなければ、理事者をここに在席させておく理由がないので、皆さんの御理解、御賛同をいただければ、理事者に退席していただいて結構かと思いますが、そのようにいたしてよろしいですか。その他あれば、先にこの場でやってもらいたいと。

○飯田委員

その他どこか新しい請願なり要請もありますので、この場合……。

○小田部委員長

理事者に聞くことがあるのですか。

○飯田委員

いやいや、議論の中であると思うので……。

○小田部委員長

それを聞いているの、委員長として。

○飯田委員

だから、私は、議論の中で今までも出てきますから、やっぱり残ってもらったほうがいいのではないかと。

○小田部委員長

わかりました。

そうしたらやっぱり、従来どおりの、請願・要請等の審査にも理事者に在席していただくと、このように、今、飯田委員が発言されましたが、それでよろしいですか。

暫時5分間休憩します。

午前11時12分休憩

午前11時18分再開

○小田部委員長

休憩前に引き続き、再開いたします。

それでは、請願新規3件を審議いたします。

第17号地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願、これについて皆さんの意見を聞きます。

○井戸委員

これにつきましては、私としては、採択の方向でいきたいと思います。

○金兵委員

この違う請願については昨年度も採択を本委員会ですておりますけれども、復興費がかかるからといって地方に負担をかけてはいけないということで、地域のニーズに合った行財政運営を地方でちゃんとやっていこうというための請願でございますので、私も採択です。

○小田部委員長

山田委員、同じですね。

○山田委員

私も同じです。

○飯田委員

同じです。

○小田部委員長

それでは、請願第17号については採択すべきものと決定をいたします。全会一致です。

それでは、続いて請願第18号義務教育国庫負担金制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・充実に向けた意見書提出についての請願、これも同様に委員の皆さんの意見を聞きます。

○井戸委員

私は、この件に関しては採択の方向で考えております。厳しい財政状況においても教育に関しては十分な環境を確保してほしいという部分で、採択ということで。

○金兵委員

こちらでも昨年度同様の請願を採択しておりますけれども、やっぱり小中学生の教育をしっかり守っていこうと、国の責任においてきっちりやっていこうということの旨の請願でございますので、採択の方向で。

○山田委員

ぜひ採択していただきたいと思います。

○飯田委員

同じです。

○高橋副委員長

同じです。

○小田部委員長

本件は、金兵委員の意見にありましたとおり、昨年も採択しております。

昨年場合は、30人という数字を少人数と、こういうふうにした。今回は30人そのまま採択すべきものと、このように全会一致をもって決定をいたします。

それでは、続きまして、請願第19号北海道教育委員会「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書提出についての請願を議題とします。

同様に、各委員の意見をお願いします。

○井戸委員

私は、この件に関しても採択の方向で考えております。

学区より進学率も高いということで、北海道においては通学の便もあわせて考えた上、極端な配置計画などは取り組むべきではないというふうな観点から、採択と。

○金兵委員

こちらでも同様の請願が昨年度採択されておりますけれども、生徒さんの負担を減らす、保護者の負担を減らす、しっかりとした教育の機会を与えるという請願でございますので、採択の方向でお願いします。

○小田部委員長

山田委員も同じですね。

○山田委員

はい。

○飯田委員

これは非常に重要なので、元来、小さい市町村で高校が撤退するということは地域が衰退すると同じだという議論がなされています。やっぱり公立校配置計画は撤回、凍結の上で審議ぐらいなきつい表現でないと、なかなか、道教委としては、真摯に耳を傾けないと思うので、そういうような、ここの記の2の公立高校配置計画については、真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないところに、できるのであれば撤回、凍結ぐらいの文字を入れて強い意思をあらわすべきだと思います。

○高橋副委員長

私も採択でお願いしたいと思います。

○小田部委員長

全員採択と、こういう意見であります。

内容については若干、差異があっても当然だと思います。例えば子供がどんどん減ってしまって、本当に学校としての機能をなさないところまで今言ったように過疎だという大義名分でコンクリートさせるのはどうなのかと、いろいろな意見があってもしかるべきだと思いますけれども、19号については全会一致をもって採択すべきものと、意見書を提出すると、そのように決定をさせていただきました。ありがとうございます。

それでは、続きまして、今度は要請の2件、これにつきましては、私ちょっと、前段で錯覚しま

したが、本日の委員会をもって結審しなかった場合は、申し合わせ事項により審議未了、廃案すべきものと自動的になりますので、それを前提に御意見をいただければと思います。

政党助成金制度の廃止を求める意見書の提出。

これは、本年の3月8日に審査をいたしている件でございます。これについて、皆さんの御意見をいただきたいと思います。

○飯田委員

先ほど来、消費税という全国的な問題で、無駄を省くというふうなこともいろいろわかりますけれども、政党助成金こそ、発足してから17年になって、この原点は、企業・団体から献金を受け取らないということから始まったのに、今や両手で献金、助成金を受け取るということからすると、私は、当然、政党自身が自立して自分の基盤の上に立つという存在ならば、やっぱりここを廃止してこそしっかりした意見が言えるのではないかなと思います。

それと同時に、ここの後段で、次の比例定数の削減の問題で、今は議席80削減で攻防していますけれども、66億円の経費削減。この政党助成金320億円を充てるとすると、457議席分に相当するということからしても、私はやっぱり、襟を正すべきは政党自身だと思いますので、そういう願意で御採択いただきたいと思います。

○小田部委員長

ただいま飯田委員からは、ぜひとも、共産党だよね、政党助成金を受け取っていないのは。そういうふうな実績も踏まえながら、まさに政治のあり方というふうなことで飯田委員の御発言、御意見がございましたが、他の委員の、この政党助成金の廃止を求める意見書、これについての判断を含めた意見をいただければと思います。

○井戸委員

私は、この件に関しては、ちょっと採択はできないかなという部分で、なぜかと申しますと、政党助成金の廃止という、減額ならまだしも、廃止をしてしまうと、いろいろと、やはり低所得者が保護できる意味でも必要だというふうにも考えますし、実際、政党助成金が余ったら、返すということが出来るのですが、その辺が返されていないということがちょっと問題ではないかなというふうには考えますけれども、減額をする方向で僕は意見したいと思います。

○金兵委員

もともと政党助成金は、先ほどもお話にありましたとおり企業献金をなくそうと。今の段階ではなくなってはおりませんけれども、これを廃止ということになりますと、企業献金をなくそうという話のほうもなくなってしまうのではないかなという可能性もありますので、僕もちょっと、ほかの部分にも持っていきたいなというふうに思いますので、その辺は。

○山田委員

政党助成金、確かにここに書いてあるように、非常に金銭腐敗が一時取りざたされて、これが問題と。それで助成金を出して、なるべくそういうことにならないようにということで動いてきた経過で、ここに書いてあるように17年たつわけです。

今、政権交代した民主党政権も、企業からの団体献金についてはやめようと、こういう形で、マニフェストではありませんが選挙公約の中には入っていたはずなのですが、ここもなかなか動いていない状況が一つありますから、飯田委員が言うことも一つ、理解をするところはあるのですけれども、ただ、今、金兵委員からもちょっとあったように、企業団体献金と政党助成金は別ですから、政党助成金がなくなったら、また企業献金と何が生き返ってきて、これが非常に大変になるということは別の法律で決めればいいことなのですが、ただやっぱり、ここはセットで出てきていて、ここがきちんと動いていないということが問題だと私は思いますから、政党助成金は、この制度としては今後残しながら、企業団体献金をやっぱり受けないということを、ここで速やかにやっぱり私は動くべきだと。

だから、こういう形での廃止という形までは私はないと、こういうふうに思います。

○高橋副委員長

山田委員と同じです。やっぱり企業からの献金というものは以前から受け取らないようにと、そういった流れにはなっていると思われます。だけれども、政党助成金につきましては、必要としているというふうに感じております。

以上です。

○小田部委員長

飯田委員、最後にまた発言をされるのでしょうか、皆さんの意見に対して。

そういう意味で、私も委員として発言しますが、これはもう、今まで皆さんが話されたように、企業だけではない、団体だけではない、まさに政治資金のあり方というふうなこと、今は確かに、昔のような問題は若干少なくなったのかなと思うけれども、まだまだ、今、訴訟をやっている最中でもあり、それが起債がいいのか、資金そのものが云々なのか、そういうふうな裁判の仕方、こういった問題にも国民が一番関心のある件。

ですから、今回のように、消費税、あるいは社会保障の一体改革、そういったことに対しても国民の消費税に対する半分以上が大反対、こういうふうなことになる。すなわち政治不信、国民が政治に信頼をしていないと、こういう、政治立脚の基本中の基本が成り立っていないから、こういうふうなことになっていくのだろう。

本当に政治が国民の信頼をきちんと得た上で、立法機関としての、あるいは行政機関としての内閣が執行していれば、こういうふうな議論にはならないと。足りないものをもっと出しましょうと、こういうふうな議論に私はなってしまうべき、これが人の世だと、このように思っていますが、そんなこんなで、今、これは、現段階では、やっぱり必要とされる部分も、全部ではなくて、これはあると、こういうふうなことで、廃止という意見書は提出すべきではないという意見が大方なのですが、飯田委員、いかがですか。

○飯田委員

要請ですから、きょうはこれで、継続の形でなると、もう消滅ですから、ただこれは、議論が、私はまだまだ不足していると思うし、今後ともこれらの、特に事業の仕分けをやった張本人の大臣だった人が政党助成金で車を買ったり何を買ったりというのは、本当に、そういう実態もあからさまになっているということ自体が、私は大いに反省すべきだと思うし、そういう観点から今後とも、こういう要請なりそういうものも上げて議論していきたいと思います。

○小田部委員長

蛇足ですけども、実は国政と地方自治というのは基本的に違うので、国は議員内閣制政党政治であって、だから政党と、ほとんどの都道府県を含めて市町村自治体というのは議員そのものが二元代表と、こういうふうなことだから、若干その辺の、同じ政務調査費があっても、今言ったよう

に政党助成金というのがほかのところにはないわけです。

ですから、その辺も含めながら、今後、今、飯田委員が最後に御発言をされたけれども、お互いに国民として、あるいは網走の議会として、個人的にも、あるいは委員会でも結構ですから、もっともっとローリングして研さんを深めなければならないよという意見だと、私はそのように理解をしますけれども、そのようなことで、継続とすることは、これはひとつやむを得ないことですから、その自動的な扱いというものもひとつ御承知おきをいただきたいと、このように思います。

続きまして、衆議院の比例定数削減に反対する意見書の提出について、これも3月8日に継続している案件であります。

御発言をお願いします。

○飯田委員

これは今、各党間でやっているのですが、民主党だけが固守して、ほかの党は、差はあれすべきではないということなのです。

今の国会を見ているとおりに、表面上は二大政党なりでという中でやって、対立しているように見えるのですが、今回の3党協議を見ますと、論と差異のない、差異のないということは一致するところで自分たちもやっているから、委員長の言ったとおり政治不信になる。ましてや小選挙区でやっていくとこういうことになる。

小さい政党は、やはり生き残れる道というのは、これは比例定数しかないのです。それを削るというのは、もっとひどい政治不信を生むことから、私は断固、地方から、今言ったとおり、中央の政党に所属している方もいるけれども、地方の意にそぐわなくやっているという意識は強いと思う。そういう意味からもやっぱり、これは採択していただきたいと思います。

○小田部委員長

この件について、井戸委員、いかがですか。

○井戸委員

私は、前回は、これは不採択という方向で言わせていただいているのですが、時代が大きく変わっている中、やはり、こういった比例定数の部分はやっぱり、変わっていかなければならないという部分もあるのですけれども、定数そのものを削減するという考え方も含めて、今回は、この件に関しては、僕は採択でもよろしいのかなと

考えています。

○金兵委員

今、飯田委員から話したとおり、少数政党というからかわからないのですけれども、守るという観点から、一定程度理解は私自身もしておりますけれども、今、いろいろ運用制も含めていろいろな議論がなされているところでもありますので、まずは状況を見守っていききたいなというふうに思っております。

○山田委員

確かに、比例代表の部分の削減をすれば少数政党がということが一つあるのは私も理解しますし、そのような位置づけだと思うのです。

ただ、今、国の動きは、民主、自民含めてどうなのかですが、二大政党制を求めているのかそれは別として、国会のあり方はどうあるべきかというのはまた別議論することにして、比例の関係と、連用制という話も、公明党なんかは連用制を相当強調しているように私も思いますし、比例と小選挙区、そして私は、昔の中選挙区ということも、非常にベターだろうというふうに個人的には思っているところもあるので、今、比例定数削減が、確かに80というものが今度は60、50とか、数字もまた動き出していますから、基本的には僕は理解するにしても、確かに、飯田委員が言われるように、地方議会から、ここはやっぱり国会も含めて、きちんと議論を出していくべきだというお話もありましたが、気持ちはわかるのですが、私としてはやはり、比例の定数削減、基本的には理解するものもあるのはあるのですが、連用制、中選挙区、いろいろなことの含みも含めて、選挙のあり方を含めて、私は議論すべきだというふうに思います。

○高橋副委員長

委員が今おっしゃたとおりだと私も感じるころがあります。

制度の問題もあります。衆議院の比例だけで80減。これは小選挙区に関しては触れておりません。やっぱり、こういった痛みというものは、比例も小選挙区も等しくやっぱり受けるべきだと思っております。

以上です。

○小田部委員長

これは、今、皆さんの意見と、全員が賛成ではないものですから、結果として、冒頭申し上げた

ような扱いになるのかなと、このように思いますが、私も委員として一言発言すれば、衆議院の比例定数、実は衆議院と参議院の違いというのは昔の貴族院から参議院と、こういうふうなことで、参議院議員を代議士という表現は間違いなのです。これは皆さん御案内のとおりだと思います。直接選挙をする、ですから代議員という意味での代議士と、こういうふうな表現になって、参議院の場合は国会ですから国会議員と、こういうふうなことはもう、これは政治にかかわる者としての、基本的にみんな共通認識に立っているものと、このように思います。

だとするならば、衆議院における比例を制度的に導入したこと自体が、やっぱり今言ったような過去の経過、歴史からいくと、非常にそこが、ですから、衆参合わせて代議士と言っても間違いないだろうし、衆参合わせて国会議員と言っても、今になってしまうとごちゃごちゃですから、間違いないような表現、あいまいさが非常に日本の国の選挙制度、仕組みの中にあると、こういうふうなことで、個人的には昔の、むしろ中選挙区で、そしてできるだけ小選挙区も国政に反映をするという意味での手法も、やっぱり、今後、選挙制度のあり方、こういう中で検討され、今言った比例だとか、復活当選だとか、そういったことが議論され検討されるべきだと、このように思います。

今、皆さんの意見をいただきながら、比例定数削減にだけ反対すると、こういうふうなことは、制度、あるいは定数、もっと言うと歳費までなのですけれども、全部をひっくるめた、まさに政治のあり方一体改革と、こういうふうなものの中で日本の国情に合ったような制度が確立されていくべきであろうと、このように思いますし、むしろ選挙制度というのは、その当事者である議員に任せるよりも、むしろ第三者機関、そういったことを政治が決めて、そういうふうなところで得た踏襲を遵守すると、こういうふうな性格的な課題なのだろうと、このような、そうでなければ、やっぱり党利党略、私利私欲、こういうふうな部分に行き着きがちだと、ぶれがちだと、こういうふうになると思うので、今回はそういったことを皆さんと、御意見を聞きながら勉強をさせていただいている、私としてもおりますし、今後とも継続してこういったことに討究を深めていくと、こういったようなことにしていきたいと思います。

が、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○小田部委員長

審議未了とさせていただいて、そのような扱いにいたします。

続きまして、要請1件、小沢一郎衆議院議員の説明責任を求める意見書の提出について。

○飯田委員

今回の事件は、非常に注目された事件で、裁判所が、検察が起訴してという部分、検察審査会ということで、国民側、庶民の感覚で裁判が行われたという経緯はあります。

ここに書いてあるとおり、検事官役の指定弁護士の主張をほぼ裁判長は全面的に採用しているのです。虚偽記載などの犯罪事実を密閉したり、小沢被告の元秘書から事実と異なる記載について了承したということも聞いておりますし、そういうことは十分だったのにもかかわらず立証が不十分だということで無罪ということになったのです。

指定弁護士側は5月9日に控訴して、舞台を東京高裁に移して、また争われます。

今回の意見は、政治資金をめぐる争点で、小沢氏の後援会の陸山会が2004年に世田谷区の土地を購入した際、小沢被告から融資を受けた4億円を2004年度の政治資金収支報告に収入と記載しないで約3億5,000万円の土地の購入支出の収支報告に意図的に記載しないということが、虚偽記載の有無と収支報告を虚偽記載した秘書との、小沢被告と共謀したかということが論点になりました。

裁判所は、これを認めたけれども立証不十分と。そういうことからするとやっぱり、小沢被告は国会で説明責任を果たしていないのです。それは裁判中ということで小沢被告は果たしていないのですけれども、小沢被告の強制起訴は、先ほど言ったとおり市民が参加する検察審査会の議決に基づいて行われます。

やはりそういうことでも、マスコミの世論調査でも指定弁護士が控訴したことについては理解できると答えた人が60%から65%に達しているということからすると、国会でもやはり、私は、道義的責任も含めて説明責任を下さなければならないということから要請を出しました。

○小田部委員長

井戸委員、いかがですか。

○井戸委員

この件に関しましては、報道等で国民が判断すべきものであるというふうに考えます。現時点では法的な部分にかかわらず、国民も冷静に判断していると思いますので、私は強く望みはしませんけれども、採択という形をとらせていただきます。

○金兵委員

今、飯田委員のほうからいろいろお話はありまして、結論的には内容のところは控訴という形になっていますけれども、その前には司法の判断で無罪という判断がありましたので、司法は司法としてのやっぱり判断は重要視したいなというふうに考えますし、今、控訴もされて、今後また裁判が行われていくということもありますので、推移を見守っていてもいいのではないかなというふうに思いますので、これを意見書として出す、今は時期なのかなというところもありますので、私は賛同できないという意見でございます。

○小田部委員長

山田委員も一緒ですね。

○山田委員

同じような言い方になるかもしれませんが、審査会が2回通って、確かに地裁で判決が出ました。それについては、ここに書いてあることがどうだこうだというのは一つ議論はあるのかもしれませんが、無罪が出て、控訴になって、今度は高裁で裁判が行われるということになるわけですが、皆さん御存じのように三権分立で、立法、司法、行政ということになっていまして、やっぱり司法という、今進んでいる部分は、私は、やっぱり大事にしなければならないと。

ただ、飯田委員が言われたように、道義的な部分はどうかだということになると、小沢さんがやっぱり国会に出て証人喚問を受けるべきだという一つの議論もあると思いますから、私はやっぱり今の司法の結論を見たいというふうに思いますし、国会の中は国会の中で、小沢さんを含めて議論していただきたいと。だから、地方からどうだあだだということに、私は出すものではないのではないかなというふうに考えていますので、司法にゆだねたいと。

○高橋副委員長

私は、最終的に判断するのは国民だと思います。それで、そのために国会で説明をしていただくということもあり得ると、そういうふうに判断

いたしますので、採択したいと思います。

○小田部委員長

井戸委員が発言してくれましたから、同室の会派ですから、意見なのですが、やっぱり、いつも私個人として感じるのは、記載漏れというふうな訴訟だったと。こういうふうなことなものであるから、4億円の資金の出所がどうなのだ、その性格が何なのだ、そういうふうなことであれば、また性格も変わったろうし、また国民の判断も違うのだろう。

今回の三権分立、その中で、記載漏れという課題の隠匿罪になると。しかし、99.9%の国民は、4億円がどうなるのだと、こういった、しかも土地を買うことがどうなののだとか、陸山会の寮を建てるための。そういうふうなことなものですから、これは全部、全会一致を旨としていますので、これは、要請の性格から、それをとうとんでいきたい。どうしても右、左となったら、多数決でやらなければならない、そういう事案も請願、陳情、要請のたぐいにはあるのだろうと思いますが、本件は一致を見ないので、これは継続審査と、こういう扱いが妥当だと思いますが、継続に対して、だめだという人がいればひとつ、御意見をいただきたいと思います。

(「なし」の声あり)

○小田部委員長

それでは、本件は継続審査とさせていただきます。

それで、これで一応、きょうの協議案件は、検討は全部終了いたしました。

この際、委員の皆さんから理事者へ何か質疑があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

○小田部委員長

理事者ありませんね。

(「ありません」の声あり)

○小田部委員長

本当に長時間在席していただいて、ありがとうございます。

理事者の皆さんの御努力に感謝を申し上げて、理事者、退席して結構でございます。

(理事者退席)

○小田部委員長

理事者が退席いたしました。

先ほど請願第17号、18号、19号の3本について

は採択すべきものと、このように決定しております。

意見書を(案)として皆さんに配付しますので、一読いただいて御決定をいただければと思います。

(意見書(案)配付)

○小田部委員長

皆さん、お手元に配付の3件について、17、18、19、お配りしましたが、これは請願に添付されていた意見書でございますので、これでよければ、このまま意見書(案)として提出することにしたしたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○小田部委員長

さよう決定をさせていただきます。

それでは、次に、行政視察の取りまとめをいたしたいと、このように思います。

各委員から全員、副委員長を初め、提出していないのは委員長のみでございます。全員の委員の皆さんから文書をもって立派な報告書を提出していただきました。これを議長へ報告書として提出することになります。

委員の皆さんの意見をいただいたことを、正副委員長の責任において、議長に報告書を提出することをお任せいただきたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○小田部委員長

さようさせていただきます。

次に、もう1点、この行政視察で厚木市議会には大変な、さすが友好都市と、こういうふうな関係もございまして、対応していただきました。その後の対応も、各委員の皆さんそれぞれに届いたと思いますが、非常に配慮もいただきました。

これに対して、委員会委員のほとんど全員の皆さんから、網走市議会総務文教委員会としても何か考慮しようと、こういうふうな御意見、一部会費を出してもいいと、こういうふうな意見もございました。そのことを含めて、正副委員長に、これもお任せいただいて、今の段階ではチルドでホタテでも、物すごい安いわけですから、ある程度の量を議会事務局あてに一括、あとは議会に対応していただいた議員の皆さんに裁量してほしいと、このようなことで対応することが一番望ましいかなと。

これは決定ではなくて案として聞いておいていただきたいのですが、そのもとで何かにかが派生したら、そのときにはまた、事後になります。が、専決ではありませんが、皆さんの御協力をいただくと、こういうふうな御理解をいただいて、正副に任せておいていただければと、このように思いますが、いかがでしょうか。

（「はい」の声あり）

○小田部委員長

何でも任せていただいて、ありがとうございます。

それで、その他で、これまでも委員会で二度、教育委員会、あるいは博物館、こういうふうな委員の皆さんの御配慮、御協力をいただきながら懇談会を進めてまいりました。

今、委員の中から、おやじの会だとか、あるいは法務省の人権擁護だとか、そういうふうなところといっぱい懇談し、勉強の機会も兼ね備えたそういう場を設けてはどうかと、こういうふうな意見がありますが、何か、そういったことも含めながら、適宜な機会をとらえてそういったことを、考えがあれば皆さんの御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

今までは、今言ったおやじの会と懇談してはどうか、あるいは人権擁護というふうな手もあるよねというふうな程度で、具体的にどの時期にどういうふうな、そういうふうな、勉強も含めた、交流、研さんも含めた、そういうふうなことをやるというふうな、掘り下げていけませんので、もしも掘り下げて、あらあらの方、対応を委員の皆さんと一致をしたいというのであれば、そのような発言をいただければと思います。

○山田委員

前にちょっと、校長会あたりと何か議論できる場所なんかを、例えばいいかなと。ただ、教育委員会関係がずっと多かったので、逆に総務のほうの、広いまた何かがないかなとも頭で悩ませているのだけれども、なかなかいい知恵が浮かばなくて、今は校長会ともし可能性があれば、1回意見交換をするのも……。

○小田部委員長

1期生に私から言いますけれども、委員会の所管事項という、最初に当選した、あれを見ると、自分たちが総務文教委員会としてどういうふうな機関、あるいはどういうふうな、総務文教だから

教育委員会と企画総務部と、そういうことはわかるけれども、そういったことの中に、どういうふうな、例えば総合計画だとか、審議会もあるし。それが網走のまちづくりのバイブルだから。だから、そういったこと等も1回ちょっと見ると、ああ、このようなところということ、示唆を受けることもあるかもしれません、これは蛇足ですけれども。

きょう決めなくても、次にそういうふうな方向で、みんな頭に置きながら、検討してくださいと、このような程度でいいのですか、きょうは。

（「はい」の声あり）

○小田部委員長

さよう、よろしいようでございますので、そのようにさせていただきます。

他に何かありませんか。

（「なし」の声あり）

○小田部委員長

なければ、これで閉じてよろしいですか。

（「いいです」の声あり）

○小田部委員長

本当に、委員長の議事の進め方が適当か不適当かは別にして、長時間になったことをおわびはする必要はないけれども、本当に御苦労さまでした。

今後ともぜひ皆さんの忌憚のない質疑の中で、総務文教委員会の主体性、これを持っていきたいと、そのようなことを私は念頭に置きながら委員会の運営に臨んでいるつもりなので、委員長に対して、副委員長に対して、一層の御指導をいただけるように、御協力いただけるようお願いを申し上げ、本日の委員会を閉じさせていただきます。

御苦労さまでした。

午後0時00分 閉会